

二 スピードアップに關する東交本部の嘆願書

立石局長宛（一月十四日）

一 スターフ改正に依る給與時分を五分減にされた
理由 我々は昨年、調停委員会に於て標準給與時分の五分減を
止むべく承認し未だたのでありましたが、未だ十六日より実施さ
れんとする給與時分の削減は一割以上であつて、斯くては調停
委員会に於ける連日の努力も水泡に帰するのみならず、將來當面
の協約に疑念を差し狭むの悪影響を招来するを甚だ遺憾とす。
ものであります。故に給與時分の一割削減案を即時撤回せられ
約通り実行せられんことを嘆願するものであります。

二 運輸傭員の昇給規程を組合案通りに制定せられ
理由 昨年の調停委員会に於て昇給規程は當分の昇給率及び
昇給年次と従業員に從來適用せられたる規程を折衷し、合理的
に作業することとを当局が言明せられたるも、決定せられたる昇
給率規程は、更年案を更に改善せられたるものにして、我々従業員の手

期に及するよりであり、故に我が東京交通労働組合電車部
は最大の譲歩案として最に提出したる組合案通り実施せられんこ
とを嘆願するものであります。

右二、條の更年案発表に依る争議調停委員会の決定にして、二
月を過ぎる今日協約を破棄せられたるは甚だ遺憾とす。次第であつて
我々の断じて承認し能はざることとあります。斯る立場から誠意ある
回答せられんことを望むものであります。

（願末）右に關して電車部常任委員は、再三運輸課長及労働課長
に交渉を續けて来たものであつて、十八日、会見に於て局長は
（一）に、（一）は多少の労働強化となるも収入には変りなし、（二）に
就ては大体調停委員会協定通りであり、（三）に、（三）に
したつてあるから二月位、昇給期延長は承認せられたし、大體以
上の如き回答を與へたこと、其の後猶折衝の結果、給與時分の
百分の三を加算給與することとに依り解決するに至つた。然るに
の解決に對し電車各支部は、不満を以て本部役員に責任を問ひ
組合混乱の因となつた。